

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにするようお願い申し上げます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩

.....

午前9時14分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告の提出順といたします。

まず、竹本修君に発言を許します。

○議員(竹本 修君) おはようございます。先日、通告していましたが2点について質問をいたします。

まず、1点目は、堆肥センター山有についてお伺いをします。

住吉地区に設置された堆肥センター山有は、「家畜排泄物の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行を迎える中で、町内で家畜の発する悪臭問題に関係者一同視察研修を重ね、平成14年12月に操業開始されたのであります。もちろん多くの議員の賛同により、議会も操業開始するに当たり同意し、さらに、畜ふん搬入に対し、地元への同意、利用組合の設立等の整備は、町指導のもとに行われたのであります。

そのことを考えると、町として和解案に提示された堆肥センターの跡地利用、利用組合の方向性が議会の特別委員会に示されたことに関し、責任ある指導をすべきだと思うのですが、そのことが現状では、私には見えません。

7月26日の臨時議会において損害賠償請求事件の和解案が可決されましたが、それまでに議会として特別委員会を設置し、12回ほど委員会を開催しております。その中で主に検討をされたのが、訴訟に対する金額の内容、そして、取得後の跡地利用計画の2点でありました。

検討された結果、特別委員会は和解案に同意し、町民に対し、説明責任を求めてきました。しかし、町の広報等を見る限り、和解案内容については、説明されておりますが、その後のことについては一言も説明されていないように思います。

特別委員会において説明された跡地利用について、堆肥センターとしての利用はできず、他の利用を検討されておられるようであるが、現在の状況は。

また、さらに、利用組合・社員の雇用に対し、その後の指導はどのようにされてきたのかお伺いをしたいと思います。

2点目については、合併浄化槽の維持管理費用助成を考えることはできないか、お伺いします。

財政的に無理だと言われればそれまでであります。現実の社会において、こうした問題もあることも承知していただきたいと思えます。

皆さん御承知のとおり、合併浄化槽の設置については、国・県・町から助成があり、家庭排水環境に取り組み、ほとんどの家庭に設置されています。しかし、維持管理費になりますと、年間5人槽でも4万円近くかかり、ましては1人世帯でも同様に負担は変わりません。こうした状況にぜひとも対応をされるよう求めるものであります。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの竹本議員の質問に対してお答えいたします。

堆肥センターの件と合併浄化槽の件、2点について順次お答えさせていただきます。

まず、堆肥センターの件でございますが、御指摘のとおり、特別委員会において、まず、その堆肥センターを再活用するという、それを第一に御説明をさせていただきました。その後、堆肥センターを利用したい、そういう方々を対象に協議を2回ほど行ってきたところでございます。

結果といたしましては、そういう参加する企業、そういう経営体があるのであれば参加したいと、しかし、我々がお願いしておりました組合員での法人が、それと、処理量の確保、そういうことを踏まえまして、非常に組合員としては厳しいという御意見をいただいておりますので、現在においては堆肥センターの再構築は困難であると判断しております。

では、その後どうするのかということでございますが、その後のそれ以外の利用につきましては、主に3点ほど今来ております。1つは、野菜類の出荷場としての利用、もう1つは、地元の畜産農家からの飼料米、飼料用の稲、わら、そういう保管庫としての利用はできないか。

また、もう1点につきましては、少し変わりますが、以前経済連の系統であった企業からの産業廃棄物処理としての打診もありました。しかし、あくまでも産業廃棄物以外町外から持ち込まないという、そういうもともとの方針もありましたので、その点については検討という段階でございます。

今後も引き続き議員の御指摘のとおり、跡地利用をどうするのかと、町民にどう説明するのかと、大事な問題でありますので、その点を十分踏まえて、まだ結論を出しておりませんが、早急に取り組みたいと考えております。

堆肥センターを、では構築できないときの畜産農家をどうするのかと、もともと要望があったのではないかと御指摘でございます。現在のところにおきまして、すべての農家のほうから「自家処理で対応をする」という返事をいただいているところでございます。

平成23年、24年にかけて、そういう国庫補助事業等もありますので、そういう事業を利用しながら、適正な家畜のふん尿処理ができるべく、そして、長期的な畜産経営が行われるよう今後とも指導をしてまいりたいと考えております。

現在のところ、口蹄疫も踏まえまして、まだ半数ぐらいの再開、そして、中止をされた方が31%という状況であります。それも含めまして、町も一体となって推し進めていきたいと考えております。

また、雇用をされていた社員についてであります。現段階においては、その方々2名の方ですが、公的機関にゆだねるしかないと考えております。ただ、推移は見守っていきたいと思っているところでございます。

もう一つの合併浄化槽の件でございます。御指摘のとおり、県内におきましても3町村で助成をされております。美郷町、諸塚村、西米良でございますが、3町村いずれも助成をしてもなお川南より維持費が高いという条件で助成をされているものと考えておりますし、ほかの残りの23市町村におきましては、現在、市町村合併を機に、いろんな意味で、残念ながら廃止をしていると。

ただ、これに関しましては、設置するときに補助をさせていただいていると、主に2分の1程度になるかと思いますが、そういうことにおいて、心苦しいですが、以降の維持費に関しては御理解いただきたいと考えております。

あと、5人槽、7人槽、10人槽というのがありますが、1人世帯でそれをするのは余りにも大変なのではないかと、御指摘で十分理解させていただくのですが、一応人数割というのはどこも採用をしておりませんし、本当にいろんな意味で、トータルとして財政を考える場合においては、5人、7人、10人槽についての応分の料金の検討はさせていただけますが、使っている人数という形においては、現在に対応するのは厳しいと考えております。以上です。

○議員(竹本 修君) 町長の答弁をお聞きしたわけでございますが、通告に従いまして、1点ずつ詳細について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初につきましては、町行政として、広報をどのような形で町民に知らせるかということで、広報かわなみのこの9月7日号のナンバーの120号におきまして、堆肥センターのことがうたわれておるわけですが、その中におきまして、一つの考え方、先ほど指摘をしたわけなのですが、しかし、その中におきまして、この堆肥センターにおける訴訟の経過というものは随時述べておられるのですが、その中におきまして、訴訟に関することは川南町ホームページに掲載していますということで、私も確認をさせていただいたのですが、その中におきまして、確認する中におきまして、ホームページを町内の在住の方がどれほど、こういった形に関心がありまして、ごらんになったかということになりますと、ホームページ自体は、私は2割弱ではないかという気はしているわけですが、その中におきまして、またこのホームページに掲載してあります事につきましては、中におきましては、ほとんどこ

の広報と変わらないような状況、それから、その中身につきまして、いろんなことがうたってありますが、これに、広報の中でお知らせいたしましたほかのことにつきましては、経過としては述べられておるわけですが、先ほど言いましたように、跡地のことについては一切触れられておりませんが、しかし、ここでちょっと私は疑問に思ったのが、最終ページの中で、「施設買取後の活用について」ということで、この中におきまして、「和解による堆肥センターの施設買取後は、町の基幹産業である農業発展、農家所得の向上につなげていくよう有効に活用していきます」ということで、9月の、先ほど言いました7日後に掲載してあるわけです。

私たちは、この議会につきまして、7月の26日に和解案に同意して、8月の11日にたしか契約をされたというふうに思います。

そういうことで、その中におきましての9月7日の掲載ということになりますと、先ほど町長の答弁の中におきまして「3点ほど協議しました」ということになりますと、その後についての考え方なのか、それとも、もう一つは、広報にこういった「農業問題に対処する」ということでうたってあります。

ですから、私たちが跡地利用として7月26日までに特別委員会で協議しました利用組合における利用というものの矛盾が、私はあるのではないかなというように気がしております。

そのことを一生懸命に特別委員会では7月の26日に協議しました。そして、この9月の7日号の広報のかわみなみにつきましては、この時点で農業問題に、そういった活動をしていきたい。畜産も農業ですけど、そういった形をうたっておられます。

ですから、先ほど「2回ほど協議してそういった形をとった」という話ですが、そこらあたりは後先というものもあるでしょうけど、いささか私は、私たちが特別委員会で協議しました内容につきましてちょっと浅はかなといえますか、そういったことを無視する、言葉はちょっと悪いようですが、無視したような形で進められたというのが、私には言えます。

私たちの議会だよりにつきましても、8月5日号に間に合うようにこういった掲載をいたしました。ですから、日にち的に申し上げますと、恐らく全然利用組合としての活動は頭の中になかったのではないかなということをお踏まえております。

私自身が言いたいのは、7月に4回ほど特別委員会を開催しておりますが、この時に、先ほど述べたように、この協議につきましては、金額のことと、跡地利用の問題だけで1カ月間の特別委員会をやったわけです。そういうことを踏まえた場合に、一言そういった、若干後先になっているのではないかなということをお触れさせていただきたいと思っております。

そういうことで、そのあたりの協議というものがどういうふうになされたのか、お伺いをしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

私の言葉が足らなかったようで申しわけありませんが、協議と申しますのは、あくまでも堆肥センターの再利用ということで協議をさせていただきました。協議の回数、詳細につい

ては間違っているところもありますので、後ほど農林水産課長に補足させますが、そして、それで、「3点ほど」と申しましたのは、地元の協議とは別に申し出があったことが、野菜出荷場、それから、稲わらのこと、そういう地元の堆肥利用組合に対する協議とは別であると認識しております。協議はあくまでも、どうやったら再利用ができるのかということを第一に協議したと認識しております。以上です。補足は農林水産課長に説明させます。

○農林水産課長(押川 義光君) 竹本議員の御質問にお答えいたします。

7月までの特別委員会の中で、我々として、基本的には設立趣旨にも沿いました形で堆肥センター再利用ということで、ずっと議会の中でも御説明申し上げました。

ただ、説明申し上げる中で、過去の過ちと申しますか、今までの経過を踏まえて、あくまでもやはり、組合員で法人を設立していただきたいと、こういう説明を申し上げました。

それで、法人を設立した上で、運営主体は、やはり農家中心で回していただきたいという御説明を申し上げまして、それで、8月11日の最終和解を受けまして、8月18日の日に再利用をしたいという方々をお集まりいただいて、その中でいろいろ協議をいただいたところでございます。

先ほど町長が申しましたとおり、組合員の中の多数の方々は、「だれかが中心となってやってくれば、私たちは参画する」という御意見が非常に多ございまして、その形の中では、やはり議会の特別委員会でお話しましたとおり、農家の基本的なスタンスで運営していただくということに合致いたしませんでした。

そういうことから、やはり、それをもう一度お持ち帰りいただいて再検討をいただきたいと、そういうようなことで、8月の段階では「再度検討」と、利用したい方々の中で検討をいただくということでお持ち帰りいただきました。

そういうような経過を踏まえまして、我々としましても、一度だけの会議でいろいろ言うことはできないという判断のもとに、広報の中では、少なくとも基本路線は農業の再構築、構築連携を図るという意味であそこの施設は立ち上がっております。

堆肥センターというのはそういう性格のものでございましたので、そういう意味から、やはり9月の広報段階では、基本的に堆肥センター構想というのはまだ存続しておりましたし、基本的な農業に使っていくという根本的な考え方をあの広報でもお示したというふうに思っております。

要するに、広範な意味での、もちろん堆肥センターというのを念頭に置きながらの説明であるというふうに私たちは判断して、そういう広報をしたところでございます。以上でございます。

○議員(竹本 修君) 私は、この跡地利用になぜこだわるか、ましてやこの2番で掲げておりますが、利用組合の対応とこれは重複する点が多いと思いますが、その中におきまして、この跡地利用につきましても、議会再度から求められて、アンケート調査も379戸の農家を対象にしてされております。ですから、その1カ月の中で。

そういうことをかんがみますと、なかなかといいますか、そういった時間を割いてまでもこういった協議をした中におきまして、そういったことが見えないことに関して、そういった時間主観を思ったものですから、質問をしているわけですが、さらに、利用組合への対応ということで質問をさせていただきたいと思いますが、先日、利用組合の、そういった今の経過を踏まえた上で協議が11月の2日、それから、12月の9日、利用組合、これにつきましては、コンテナの利用組合といいますか、そういった借入等のことで集まって頂いたのではないかなと思いますが、私は、この利用組合といいますか、そういった形に関してのそういった会議につきましてはの行政の指導といいますか、そういったものにつきましては、当然トップが、そういった会議に出席して、堆肥センターの訴訟の問題から、こうして利用組合への行政への指導、そういった町の考え方というものを、出席し、そこで説明するべきではなかったかというふうに思うのですが、その点については、町長はどう思われますか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、私どもといたしましては、担当課長に出席してもらいましたので、その時点におきましては十分であるかと判断しておりましたが、今御指摘のとおり、住民の皆様のご気持ちを考えるのであれば、我々にとってもそれは配慮が足りなかったのかと現在は反省しております。以上です。

○議員(竹本 修君) 私が何で申し上げますかといいますのは、私も畜産をやっているものですから、同席をさせていただきました。70名という呼びかけに対しましての半数の近くの方がみえていましたが、その中で、やはり、トップといいますか、行政の中では、そういったものも必要ではないかという御意見等も生産農家から声はありました。実際に12月の9日におきましては、何で来ないのかということもございました。

そういうことを考えますと、やはり、一つの問題につきましてというか、極端なことを申し上げれば、この利用組合というのが、そういったコンテナの問題、そういったことに触れるということになりますと、解散を前提とした会議でございます。そういったものに対しての町の考え方というものが、ある生産農家がこういうことを言われました。

「町行政におきましては、1億250万円の訴訟のそういった施設買取という費用を出したから、利用組合に対しての援助はできないのだよ」という話をされました。これは行政側の代弁者みたいな形で発言されましたが、私もそれを聞いてちょっと安心したのですが、そういうこともあるわけですから、しかし、現実的には、一方的に生産農家におきましては、行政への対応が悪いと、そういった形もお持ちの方もございます。

しかし、現実の中におきましては、私は、行政として裁判の経過と今後の利用組合に対しての指導というものはあるべきではないかというふうに思うのですが、いま一度町長の御答弁をお願いします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、竹本議員の言われるとおり、住民の皆様、生産農家の皆様のご気持ちを考えてもう少し判断するのであれば、やはり、そこは真摯に向かい合って、いろんなことに対する説明責任があるのは当然でありますので、

やはり、そこは出向いて、私の口から説明するべきだったと。

今となっては遅いのでしょうか、今後に向けまして、そういうことを一つ一つ向かい合いながら真摯に受けとめたいと考えております。以上です。

○議員(竹本 修君) ぜひとも出席して、そういった立場の御理解等を求められるべきだというふうに思います。恐らく、年が明けますと、また会議が開かれるというふうに私は認識しております。ぜひとも出席をして、そういったことにつきましての説明等をやっていただきたい。

次に、先ほど町長のほうから答弁ということでありましたが、今現在、利用組合に対しての考え方、アンケート調査の中におきましても、十二、三名の方がまだ畜産を続けていきたいという方がいらっしゃいました。その中におきまして、先ほどから言われましたけど、いろんな支援をしてやっていきたいということでございますが。

経営の再開状況を見てみますと、今現在、農家戸数で、畜産全体では54.5%、それから、頭数におきましては47.8%という数字であります。その中におきまして、豚関係といえますか、養豚関係が戸数で46%ということで、若干ほかの畜産に比べると低うございます。

先ほど、再建したい中におきましては、利用組合の中でも養豚関係者が多ございます。そういった意味でも、少しでも支援をいただきながら再開に向けての御指導を、これはお願いということとしておきたいというふうに思います。

それから、今、私たちは、昨年の口蹄疫からの地産復興ということをやっておりますが、なかなかこの中におきまして、私は70%ぐらいは畜産で再建ができるかなという感じはしておりましたけど、それにつきましても、ちょっとほど遠いような数字しか見当たりません。

さらに、こういった形の支援等をいただかなければ、なかなか前に進まないのではないかと気がしております。そういうことも含めて、町行政の中で再建される方への支援等をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、山有の社員の雇用関係につきましてお伺いしたいと思いますが、これの、当初におきましては、これは誘致企業としての取り扱いで、私自身も、この採用の試験等は役場でされましたが、そういった形につきましても、非常に多くの、こういった業種を求めて受験された方がございます。

そういうことも町の指導であったかというふうに思いますが、その後におきまして、こういった、あと解散ですが、当社におきましての社員に対しての町としての責任といえますか、そういったものはなされたのか、お伺いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおり、誘致企業ということもありまして、町としての責任、それは大きい意味での責任は十分あるかと考えております。その後の推移については、詳細は担当課長に補足させますが、私の知る限りにおきましては、現在、次の仕事をあつせんしたということは聞いておりません。

補足は農林水産課長にさせます。

○農林水産課長(押川 義光君) 竹本議員のただいまの御質問にお答えしたいと思います。

採用につきましては、当初の段階から川南町の誘致企業ということもございまして、町のお知らせ、広報かわみなみで広報をし、役場の会議室を貸して、採用の試験、面接を行ったという経過はございます。

ただ、その際用に関しましては、町は広報をしたというだけでございまして、具体的に町長ないし担当の者、そういうものが採用に関して直接的に関与したと、そういうことは一切ございません。

ただ、誘致企業でそこまで広報をし、いろいろやってきたという経過がございましたので、やはり、我々としても、その雇用状況につきましては、随時この8年間見守ってきたところではございます。直接的にその入れかわりと申しますか、8年間の間でやめていく方、それからまた、新規採用される方、そこにつきましては、町のほうでは手を離れておりまして、会社が直接行ってみえたという経過でございます。

現在の職員の処遇でございますが、22年度の段階で畜糞収集等全てなくなったということで、その中で解雇は行われたというふうには聞いております。ただ、その間は、係争中という関係もございまして、その職員のことをどうこう我々ができる状況でなかったということでもございます。

現在は、22年度の後半から23年まで2人体制で臨まれていましたが、その2人の雇用につきましては、12月20日付で解雇なりという方向は出ておるようでございます。

ただ、これにつきましては、和解後、会社側とお話をする機会がございましたので、話をした中では、本人が希望されれば、本社のほうで雇用をするというふうには伺っておりました。

しかしながら、この2名の方々は川南町の方々でございまして、本人の御意向を伺いましたら、20日付でやめたいのだというお話はされております。

それにつきましては、ハローワークでしかるべき手続きをとりながらやる意向を示されていますので、我々としては、今の段階では町としてどうこうということができませんので、それを見守るしかないと、ただ、この間、22年の後半から23年の今までの間で、ハローワークに届け出られた方で、職がない方が1名いらっしゃいましたので、それを緊急雇用で川南町で今年度末までお雇いしているという方は1名いらっしゃいます。

そういうことで、あくまでもそういうふうに関与してきましたので、推移だけ見守りながらいきたいと、ただ、あっせんというようなことはなかなか厳しゅうございますので、それについてはハローワーク、公的機関、そういうところをお願いするしかないというふうに考えております。

○議員(竹本 修君) 私が調査した範囲におきましては、この1月におきまして、事務員の方が2名、それから、現場の方が6名、8名ということでありました。

1月の20日以降につきましては、御存じのとおり、事務が1名、現場1名ということにな

っておるわけですが、先ほど、その差し引いた人におきましては、地域対策雇用、そういった形で町のほうにお世話になっている方もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますが、別な方におきまして、固定した職場についているのは2名だというふう聞いております。

ですから、今回、12月20日でやめられる方を含めて8名いらっしゃったわけですが、最終的には2名しか固定した職場はないというふうにお聞きをしております。

そういうことを考えていった場合には、まず、確かにあつせんとか、そういった形まではできないというふうには思っておりますが、全体的なこともありますから、しかし、現実のそういった会社がなくなっていく中におきましての行政としての考え方といいますか、認識をするべきだというふうには、私は思っておりますが、そのあたりの町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、町といたしまして、例えば町民の皆様、一般的な方も含めまして、仕事を探されている方は多数いらっしゃいます。

今、山有の場合に限っての御質問ではありますが、やはり、我々が今できること、やはり、町で働いていただきたい、今後も川南町に住んでいただきたいという思いがある以上、できる範囲の、できるなりの内容、それは情報提供でありますとか、その都度変わるかもしれませんが、そういう姿勢だけは持ち続けたいと考えております。以上です。

○議員(竹本 修君) 大変よい言葉を言われまして、ありがたいというふうに存じますが、しかし、現実には、先ほどの利用組合のあり方、それともう一つ、今回の社員への対応、そういったものと考えてみますと、これからの行政というものにつきましては、一つ一つの積み上げだろうというふうに思います。

そういうことの、先日からの末端行政のこの同僚議員の質問の中にもありましたけど、しかし、こういった一つ一つの積み上げ、地元への説明、それから、こういった雇用につきましてはの説明のあり方、やはり、一つ一つを取り上げていかなければ、私自身は、それこそ個人ではないけど、そういった形が増えていくのではないかという認識をしておりますが、そのあたりにつきましては町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、まさしくそのとおりだと感じております。

昨日からの一般質問の中でも何度も出てきましたけど、絆という言葉、地域のつながり、連帯感、そういうものをなくして地方自治体、こういう、一般的に言われます地方は、存在の意識をだんだんなくすものと信じておりますので、一つ一つ今言われましたとおり積み上げて、やっぱりそこで一人一人向き合う、そういう姿勢だけは変えずにいきたいと思っております。以上です。

○議員(竹本 修君) 私がなぜそこまでこだわるかと申し上げますと、先ほど言いました広報かわなみ、川南の議会だより、そういったものをごらんになって、この山有問題に興味のある方につきましてはの考え方が若干違うような気がしております。

といいますのも、私たちは訴訟問題として、この山有問題につきましては携わってきたわけですが、最終的に行政として建物を買取るということで、うたい文句でやってきたわけです。そういうことをかんがみまして、町民の間で、1億250万円ではなくて、「その倍だろうが」というような話をされるのです。

ですから、賠償金と買取金との施設との関係を認識がされていない方もいらっしゃいます。幾ら説明しても、極端なことを言いますと、「裏があるのではないか」という話もされた方もいらっしゃいます。しかし、そこの中は、私たちには、こういふことで説明して、この処理はこういふふうな形でやりましたのですよという話をするわけですが、先入観といいますか、そういったものがございまして。

ですから、できる限り、やはり、先ほど言いますように、くどいようですが、地元、住吉地区、大内、それから、明石、椎原ではないけど、いろんな形の今までの環境問題等のそういった話し合われた方への説明、いろんな形でしなければ、先ほど言いましたように、最終的には行政のほかの面に携わってくるような気がしております。

そういうことを申し上げて、次に移らせていただきたいと思っております。

合併浄化槽の維持管理費の助成ということでございまして質問しておりますが、先ほど町長のほうから答弁ということでございまして、同じたしか資料だろうというふうに思いますが、昨年の12月現在におきましては、延岡市ではないけど、北浦町、そういった形で、合併でなくなったのではないかという気はしておりますが、そのあたりは調べておりませんが、椎葉、西米良、美郷、諸塚ということで、そういった形の入郷関係が非常に多ございまして、そういった処置もされております。

そういうことをかんがみまして質問したわけですが、町のほうの助成がという町長のことを言われましたけど、結局、この合併浄化槽につきましては、事業費の、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということで、その上積みにつきましては、自己負担という形になるわけですが、そういうことで設置されておりますが、そのことにつきまして、先ほど、ちょっとくどいようですが、1人世帯では、確かに年間4万円というか、そういった形のことも維持管理費としてあるわけですが、この1人世帯で5人槽で、1人槽という話ではございませぬけど、同じなのです。

ですから、そういうことで年配者といいますか、方が、私に申される場合につきましては、非常に負担が大き過ぎると、それともう一つは、これは県といいますか、国の指導によりまして、また検査があるわけですが、1年に1回、そういうことは認識でしょ、町長。

○町長(日高 昭彦君) 浄化槽の維持管理とは別に、法的な検査が必要であるというのは承知しております。以上です。

○議員(竹本 修君) 年間につきましては、これははがきが来て、それからまた申し込んでという形で、しない人がほとんどだというふうにお聞きしておりますが、年間3,000円、まじめにやれば、先ほど言った金額につきましての上積みになろうかというふうに思ってお

ります。

そういうことを考えてみますと、非常に大きい。車に例えて話すならば、普通車から軽自動車に替えれば済む問題ではないかというような気はしますが、しかし、合併浄化槽につきましては、選択がございません。そういうことで、できますれば、最初申し上げましたとおり、財政的に考えると非常に難しい、そう私も認識しております。

それともう一つ、ここで問いかけたいというふうに思いますが、下水道につきましては1人世帯につきましては、町長は御存じですか、どういうふうな支払いがなっているか。私のほうから申し上げます。下水道につきましては、使用したほどの料金です。

ですから、水道料といいますか、それにかんがみて計算がされていると思います。そういうことを思った場合につきましては、下水道の設置がしてある部分と、設置していない部分の極端なことを言いますと、その使用料の問題ということで、自分だけの責任ということになるかと思いますが、そういうことで、負担は生じてきておりますが、ここで一つ差が出てきますのは、個人差が出てくるということがあると思いますが、町長の認識をどのようにされるかお伺いしたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) ありがたいことに、御質問の中にお答えもいただきまして、合併浄化槽の普及率が32%、下水道が17%、また、くみ取りが30%、全町民が一律の様式ではないということも踏まえて、ただし、町民である以上、平等のそういう助成をいただく権利は持っておられると考えております。

先ほどから言いますように、合併浄化槽については、1人でも5人槽を使っていただけの現状があるのは十分承知しております。今後につきましては、できることがあれば、やはりこれから検討をしていくことは必要かと思っております。現時点においては、何度も御指摘いただいておりますが、財政的な状況、ほかと合わせた状況ということで、今のところそういう処置は困難であると考えております。

今後については、またこれから、必要であれば検討をしていくということで答弁をさせていただきます。

○議員(竹本 修君) 私の質問に対しまして、堆肥センター、それから、合併浄化槽の2点について今回は質問をさせていただきましたが、全体的に一言町長の答弁をいただいて、質問を終わりたいと思いますが、こういった説明責任というか、これからの行政を考えると、やはり、これから先の行政というものは、一つ一つ細かなことといたしますか、そういった町民への指導といたしますか、そういった説明をしながらやっていかなければ、非常に私は難しい行政運営になるのではないかとこのことを思っております。

さらに、こういった末端へのそういった説明をしながら、行政の運営といたしますか、そういった形に努めていただきたいと思いますと思いますが、最後に、町長のこういった町民に対しての説明責任といたしますか、そういったことをお伺いしまして、質問を終わりたいと思います。

○町長(日高 昭彦君) まさに竹本議員のおっしゃるとおりでございます、そういう説

明責任こそが、一番身近で一番大切な我々の責任だと思っております。今後とも誠意をもって接したいと考えております。以上です。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時02分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、最初に、スポーツ複合施設の取得について質問をいたします。

解散した大久保農協が持っていた老朽化し安心安全面において問題のある改修解体等、将来的に多額の財政負担が生じる建物つきの土地9,823平方メートルを1,790万円で取得しましたが、取得価格の根拠を伺いたい。

次に、水道事業についてであります。

本町の水道事業は、昭和50年の供用開始から35年経過、老朽化し、漏水問題が発生し、有収率72.5%は、類似団体平均81.5%に比較し、極めて低水準であるが、給水戸数6,326戸、98%の高い加入率と、管路総延長250キロメートルを考慮すると、ある程度の漏水の発生もやむを得ない面もありますが、全体的に施設、機器類、老朽石綿管等、更新時期に来ており、今後、これらの多額の費用を要する改良工事、また、施設利用効率85.7%と配水能力が限界に近づいてきておる新たな水源対策等も必要となっております。

平成21年3月制定の川南町水道ビジョン遂行のための全体的な整備計画及び財源確保案を伺います。

最後に、財政運営について質問をいたします。

本町の財政状況は、今後とも口蹄疫による町税等の減収や、下水道事業、畑かん事業等の大規模事業の進展により、厳しい財政運営が予想されており、知恵と工夫で、最少の費用で最大の効果を発揮することが求められています。

そこで、次の2点を伺います。

1点目、設立趣旨、目的等に逸脱し、JA尾鈴管外で無人ヘリによる水田防除の受託事業を行っている農業公社へ町は職員を執行させ、負担金300万円を拠出しているが、費用対効果を伺いたい。

2点目、厳しい財政状況下の中で、町はないそでを振り、福寿園の改修工事補助事業で1,480万円を予算化したが、入札の結果、町外の高鍋町の業者が落札し、利益を得、町内業者が利益を損なっておるが、納税者、すなわち町民に対する背信行為ではないのか、その背信行為の費用対効果を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

4点ほど大久保の施設のこと、川南町の水道についてのこと、それから、農業公社及びこの前の福寿園の入札のこと、そういうふうにお聞きしております。

まず、大久保の件につきまして、法的根拠と取得金額の根拠ということに関しましては、金額、詳細になりますので、後ほど総務課長のほうに補足説明をさせます。

水道料金、水道事業につきましては、御指摘のとおり、長期にわたる計画のもとで行っております。その1点として、石綿管、川南町が、総延長が250キロ、水道管ですが、普通、平均の2倍近い、1戸当たり15メートルということを考えまして、確かに有収率が低くなっている、どこかで水漏れしているのではないかという危惧は十分考えられるところがございます。

その点に関しても、計画的に漏水検査、音響を含めたいろんな調査をしながら、それも踏まえまして長期的な展望の中で水道料金の計算、それから、財源としましては、そういう、町債のことなどを通して長期的に考えていっております。

農業公社についてでございますが、農業公社、もともと川南町とJA尾鈴で設立しまして10年、それから、都農町が参入したのが平成20年でありますから、それから3年、要するに10年を迎えまして、いろんな意味においての事業の見直しが必要であると考えております。御指摘のとおり、職員についても派遣しておりますし、負担金も300万円出しているところがございます。

現在の仕事として、農作業受委託、無人ヘリ防除、農地保有合理化事業、そして、軽油免税代行事業などとなっておりますが、10月に行いました理事会において、特に業務内容についても一度検討をするという方向で、特に無人ヘリにおきましてもいろんな改善が今後取り組む必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後の農業政策を考える上で、これから24年2月に設立予定しております農業再生協議会、そして、現在あります尾鈴地区担い手育成総合支援事業、いわゆる担い手協議会、そして、尾鈴地域水田農業推進協議会、水田協議会、この3つの協議会、そういう組織を今後とも一体的に考えて進めていく必要がある以上、農業公社の存在というのは、そこにおいて重要なところでございます。

今後とも御指摘があったとおり、必要な部分、そうでない部分は十分検討をした上で、新しい活用を図っていきたいと思います。目指すところは農家所得の向上、農業経費の削減、そして、農地の有効利用であるところは変わってございません。

最後の福寿園のことに関しましてでございますが、通常3,000万円以上におきましては、町においては7社を選定するというところでやっているとございます。今回につきましては、町内業者が4社ということで、担当課のほうには5社以上という指導を行っております。結果として6社で入札を行いまして、結果として高鍋町の業者が落札ということになっております。

しかし、入札そのものが適正に執行されておりましたので、我々としても町内業者育成のために、できれば町内の業者にとする気持ちは十分あります。しかし、適正であると確信しておりますので、今回に関しましては高鍋町の業者が落札したという状況であります。

望むに、町内の業者も町外の指名に入らせてもらっている現状がありますので、また、町外においても川南町の業者が落札してくれると思っております。

それぞれにつきまして、詳細を御質問のようでありますので、担当課長に補足説明をさせます。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

大久保農協から取得した土地の価格の根拠ということでございますが、これにつきましては、建物については無償でございます。土地につきましては、大久保農協のほうで株式会社宮崎中央鑑定所のほうに不動産鑑定をされております。その鑑定をもとに価格を決定させていただいたところでございます。雑種地につきまして630万円、宅地につきまして1,160万円ということでございます。以上でございます。

○上下水道課長(新倉 好雄君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

まず、石綿管更新についてでございますけれども、川南町における石綿管は、全長250キロメートルのうち約18キロ昨年度末現在で残っております。この石綿管更新については、平成15年度より口径の大きい管から順次行っていますが、すべて完了するまでには、現在の計画においては平成32年までかかるのではないかと思っております。今後の事業費に関しても約9年間で4億5,000万円程度必要かと思われています。以上です。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの児玉議員の御質問に対して補足して御説明申し上げます。

老人ホームにつきましては、平成21年度に民営化したわけなのですが、その民営化に先立ちまして、県との協議等で指摘されましたのが、施設がかなり老朽化しておいて、安全面でちょっと厳しいということで、そのあたりの措置につきましては、町のほうで十分手当をしてあげなさいという指示を受けております。

それを受けまして、その内容につきまして、先ほど6月の議会で、この補助金につきましてはの議案を提出して御承認いただいて、今回に至っている次第でございます。

なお、内容につきましては、補助対象額と対象額でない額というのがございまして、そのうちの該当します2,960万円の2分の1を限度として補助金に充てさせていただいている次第でございます。以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 大久保問題ですけれど、東日本大震災の地震の影響で多くの建物が倒壊し、建設間もない、真新しい東北新幹線の仙台駅の天井の崩落を目の当たりにしながら、耐用年数が26年で築23年経過、多額の改修費用を要する老朽化した加工施設、それと、築30年経過し、内壁が割れ、外壁は鉄筋が腐食、膨張し、至るところで崩壊が始まっている体育館、これは耐震的に、安心安全面において問題があるわけですが。

それと、南側のさら地、それは同じ評価額ですか。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

南側のさら地ということですが、そこは、もともと建物が建ってありました。それを取り壊して一応宅地のままということになっております。以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 建物の建っておるとことさら地のとこと同じ値段かと聞きよつとよ。

○総務課長(吉田 一二六君) 鑑定評価につきましては、同じ値段というふうになっております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) おかしっちゃねえね、あんたら。負担が今から生じる土地と、さら地と同じ値段ということはねえじゃねえね。それなら何で競売にかけたらただ同然の土地とよ、さら地と同じ値段で買う何がどこにおるとですか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....
午前10時28分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

不動産鑑定のほうで、一応宅地はすべて同じという評価が出ておりますので、それを参考に価格を決定させていただいたところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 地震があって、建物が倒壊しとつとを目の当たりにしとつとよ。更地と同じ評価額ということはねえじゃねえね。更地と同じ評価額で売るとやったら、競売入札にかければこげな値段でおちとつたはずだが、何で入札にかけんで町が買うことになったとですか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

.....
午前10時31分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

町といたしまして、スポーツランド構想を持っておりますので、そのために必要な土地であると判断しておりますゆえに町が買い取った次第であります。以上です。

○議員(児玉 助壽君) 町がそげな構想があろうが、適当な値段で入札して、競争入札で買うとが筋じゃないですか。そげな随意契約みたいな入札で何して土地を取得しよつたら、

何ぼでも高けなるわよ。耐震調査、この耐震調査、無償譲渡をおくというか、耐震調査、2棟の建物、耐震調査はした分を無償で譲り受けるわけですか。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

大久保の体育館施設なのですけれども、これは昭和56年に竣工しておりますけれども、現在の耐震基準が昭和56年施行となっておりますので、耐震基準を満たしておると確認しております。

○議員(児玉 助壽君) 加工施設は。

○生涯学習課長(橋本 正夫君) 加工施設は耐震基準となっております。平米数で。

○議員(児玉 助壽君) 耐震調査もしとらんものの建物を譲り受けるちゅうが、スポーツランド構想というのは。事故が起こったらどげすつとね。いいですか、今この体育館でも震災前の調査結果だったら、震災前だったらそれでおおるかもしれんけど、震災後、今のこの防災基準が上がっておる社会情勢の中で、そういうとがとれますか。

県は、日向灘地震沖の震度、最大規模を、東日本大震災並みのマグニチュード9で想定しているわけです。そんげな社会情勢にあつて、安心安全面の担保のない建物を利用すると、川南町の危機管理意識はどうなつとるとですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘のとおり、今回の東日本大震災以降につきましては、防災計画におきましても、当然見直しは必要とされるものと認識しております。

ただし、今回、そういうことを受けて、県なり国なり市町村も当然、昨日の質問でもございましたけど、防災関係の計画は当然つくり上げるべきであると認識しております。

現時点において、家屋、そういうものすべてに網をかけますと、それは時間的、物理的にも非常に困難な状況であると考えておりますので、現在は当然、法の下で耐震性という基準を守っているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 現在町が使うとるものだったらそれでいいけど、新たに取得する場合は、そういうとを考慮して取得せんないかとやないですか。何ですか。地方自治法96条第9項で、負担付贈与は議会の議決を得ることが定めてあるわけですが、幸い議会の議決をこの無償譲渡は得とらんわけですが、安心安全が担保できず、将来的に多額な財政負担が生じる2つの建物を無償で譲り受けることを辞退し、解体をお願いし、更地に活用し、選択肢を広げるべきではないのですか。

活用の選択肢。

○町長(日高 昭彦君) 済みません、時間をかけまして。活用の選択肢の御質問かと思いますが、当初の予定どおりスポーツランド構想のもとにそれぞれの施設を有効に活用したいと考えております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) どのように費用対効果があるか知らんけど、今51世帯、公営住宅の待機者がおるという話やったが、同僚議員が昨日言よったがよ、その人たちの、定住者を増加するためにも、公営住宅建設をするか、または企業誘致するか、あそこを公園としてじゃねしてよ、公園が山のごつあつとやかい、面としてとらえてよ、これは活用せないかんんじゃないっつね。

この地域を発展させ、活性させ、地域の拠点になってきた大久保農協が解散して、今も地域の絆も弱まるとどこじゃが、それにかわる組織を構築するべきだと思うけどね、次に行きます。

水道についてですけど、2カ月ほど前、これは佐土原です、宮崎の。水道管が破裂して、町の9,000世帯が断水したニュースは記憶に新しいわけですが、本町の水道管は昭和53年に設置された佐土原町の水道管よりもこれは古いわけですが、肺気腫等、人体に影響、被害を及ぼすアスベスト管、それを使用しておるわけですが、課長が今言われた18キロ、簡単に一口で「18キロ」と言うけど、川南町南北を往復する長さなんです。

水道事業の更新、これを何をもって優先順位は1番に取り組みならん問題やと思うっちゃけんけど、考えとると、なかなか改良工事をするような話は聞かんけど、町長、優先順位1で取り組むべきじゃないですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの質問にお答えします。

確かに水というものが我々にとってどれだけ必要であるかは十分認識しております。町といたしましても、優先順位は、それぞれで検討しながら長期的に定めておりますので、ある一つのことだけ、これだけを突出は現在のところ考えておりません。

水道事業におきましても、起債等、いろんな多額のお金がかかるのを担当課長が申しましたとおりでありますので、トータルで安定的にという視点から計画を組んでいるところでございます。以上です。

○議員(児玉 助壽君) この東日本大震災のときも水道管が断裂して、みんな苦しんどったが、あんなのを目の当たりにして、悠長なこと言うたらるけんけど、断水が長時間に及べば、これは上水道だけでなく、これは汚い話だけど、トイレも行かれんような社会情勢になつとっちゃわよ、もうちつと緊張感を持って取り組んでもらいたいもんじゃが。

また、日量500立方取水しとる、取水道の約6割を供給しとる、豊富な取水道に恵まれていました西ノ別府の坂の下にある第4水源地も老朽化とともに配水能力が落ちてきておるわけですが、代替地も探していかならんちゅう話も聞いておりましたが、そこらの候補選定等はどうかとつとつとですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問にお答えします。

先ほど「計画どおりに」と言いましたけど、今、議員が言われるように、緊急な問題、これから重要になることに関しましては、できる限り我々も努力して対応をしていきたいと思っております。

それから、今の質問ですが、詳細な計画につきましては、担当課長の上下水道課長に補足説明させます。

○上下水道課長(新倉 好雄君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありますように、川南町の水道事業が今度抱えている問題については、石綿管だけの更新だけではありません。例えば、昭和50年当時に併設された計装電気機器の更新事業、これが35年を迎えて、耐用年数が経過しようとしているものがあらわれております。費用に関しましても、通常の更新事業とは違って、まとまった事業費も必要となります。

また、高度浄水施設、水質法の改正等で、水質の基準がどんどん上がってきております。これに対応するような浄水施設も今後設置していかなければならないと思っております。そういったのを全般的に踏まえて、石綿管の更新については、予算が伴いますので、決定的なことは言えませんが、全体事業費で約4億5,000万円ほどかかるというふうに先ほど説明させていただいた次第であります。

あと、その中の一環として、現在、川南町の施設使用率が約80%を超えております。この数値は、いいのか悪いのかは、別ではありますが、この数値が高いと施設の使用率が非常にいい。ただし、非常時にはなかなか対応が難しい。逆に施設使用率が下がりますと、非常に余裕はあるのですが、利用効率が悪いということで、一般的には60%から70%がいいのではないかとされております。

この問題を解消するために、第5次長期計画でも提案させていただいておりますけれども、新しい水源を見つけていこうということで現在取り組んでおりますが、具体的にどこに水源があるというふうには現在のところはまだ明確にはわかっておりません。以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) この石綿管の問題ですが、お隣の都農町や高鍋町はほぼ更新が完了しておるわけです。よその町は、それだけ石綿管に対しての危機感を持っておるようですが、うちはそういうなんがねえごちゃけんど。

今、課長が申したいろいろな整備が必要な問題がありますが、それについてです。ライフラインである水道事業の欠陥は、町民生活に大きな影響を与えますので、利用料金等である程度償還可能な水道事業企業債を用いてでも整備計画を実施するべきじゃないかと思っております。町長、その辺のところはどう考えておりますか。

○町長(日高 昭彦君) 石綿管の御指摘でございますが、本町におきまして、その延長が長いということで時間がかかっていることを御理解いただきたいと思います。思っております。

残りの10年での予定にしておりますが、例えば仮にそれを半分の5年にして起債を起こしてという計算をさせていただきましたところ、やはり、経営的に、経済的に、ほかの事業も同時に進めるところがございますので、現在のところは10年計画ということが一番いいので

はないかという結論をしているところでございます。

補足があれば、上下水道課長にさせますが。

○議員(児玉 助壽君) もういい、終わったから、聞かんで。大体わかった。

農業公社の問題ですけど、この監査委員の報告や何やらを見ると、定款や規約、法令等には抵触していないような意見でありますけど、J A尾鈴管外で事業を展開するために、これは熊本、鹿児島、いろいろ出ているわけですが、それに対して川南町が300万円、都農町が300万円、J A尾鈴が200万円負担して、各自から職員1名ずつ出向させとるわけですが。

これは負担金の目的外運用、職員の目的以外労働になると思うわけですが、国の会計検査員だったら多分これは、出向職員の給与と負担金返還する命令が出るはずじゃが、町長と監査委員はこれに対しての見解を、どういう見解を持っておるのか伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、農業公社がいかに何の目的で設立されているかということから考えまして、やはり、農業所得の向上のためでありますし、そこに確かに職員も派遣しておりますし、年会費として負担金も出させていただいております。

冒頭で答えさせていただきましたけど、これからの水源を取り巻くいろんな協議会があります。農業再生協議会、担い手協議会、水田協議会、これらをすべてトータルとして考える場合におきまして、農業公社の存在というのは欠かせないものがあると感じております。

ただ、御指摘のとおり、10年目を迎えるに当たりまして、いろんな事業の中で、例えば無人防除、ヘリ防除でございますが、明らかに特化した形になっており、県外、町外への作業も行っております。そういうことに関しての検証は当然行っていくべきだと考えております。

以上です。

○代表監査委員(三角 巖君) ただいまの児玉議員の質問にお答えしたいと思います。

農業公社の監査につきましては、都農町の代表監査委員と、J A尾鈴の常勤監事、この3名で監査を実施しております。ただ今ありましたとおり、それぞれ町が負担金を納めております。川南町300万円、都農町300万円、それから、J A尾鈴が200万円と、年間800万円の、これは会費ということで納めておるところであります。

出資金は別にやっておりますわけでございますが、年々の会費につきましては今のとおりでございます。

その中でいろんな事業を行っております。農地保有合理化事業とかやっておりますが、その中の一つに無人ヘリの水稻防除を中心とした防除作業、これがあります。現在4機ほどのヘリコプターで防除をしております。

最初のうちはヘリコプターも、非常にまだ新しいうちには修理代もかかりませんし、黒字の部分もありましたが、最近、若干事故等が起りまして、赤字部分が出ておるといったような実態が出ております。

ただ、管外に行って仕事をするといったようなことでございますが、その農業公社を設立の目的は、あるいはヘリコプター等でもそうですが、管内の農業振興、あるいは活性化、そういったものが目的でもあります。最近の高齢者とか担い手不足とか、そういったことを含めると、やっぱり、それでも水田は大抵の方が持っておられて作付をされます。

しかし、機械への投入とか、あるいは共同防除とか、なかなかできないということで、無人ヘリへの依頼が多いということがございます。

それで、管内でやった無人ヘリの共同防除については、若干、聞いてみますと赤字が出てきておると、と申しますのは、申し込みがあるわけですが、その申し込みをして、オペレーターの方たちが大体管内を回りながら、ここだということやっておる。町外、県外の方は、その圃場に、その依頼された方が待っておってやるので、非常にスムーズにできるようなこともあるようでございます。

やはり、農業公社全体の収支採算をとるために、管外に出向されておるということで、監査をする中では、やむを得んのかなといったようなことも容認しておるような状況であります。以上です。

○議員(児玉 助壽君) やむを得んこっちゃねえじゃねえですか、町民が熊本くんだり鹿児島くندりの仕事をさすための税金を払うとわけじゃねえとですよ。これは返還せんならんと、本当じゃったら。数字ばかり合えばええちゅうもんじゃねえとやねえね、監査委員の仕事は。目的、趣旨に沿って執行されとるか、費用対効果があるかを見るとが監査委員の仕事ちゃ、おらあ漁協の幹事しよったが、そんげな教育受けてきたがの。

やむを得んちゅうことは絶対ないですよ。町民が、高原、いろいろ行ってあるが、50%が町外じゃ。2,000万円以上の仕事で、1,000万円近くが町外で仕事しよったがよ。そげな監査するぐらいやったらやめたほうがいっちゃねえの。何回も言うが。

町外で仕事したら、公社の出資計算を見ると、おおむね収入・支出はとんとんのようにじゃけど、実質的に負担金と3人の執行職員の給与を合すると2,000万円以上の赤字になつとわけですが、解散するか、見直さないかとか言よったけど、どげんな見直し方をするか知らんけど、解散して、これはオペレーターのための無人ヘリの農業公社になってしもうとわけですが、法人化して、それを、オペレーターの何を。

農業法人化して、独立させて、県外でもどこでも事業展開させたほうが、このオペレーターのためにもなつてすわ、そういうふうな考えはないとですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいま児玉議員から御指摘がありましたとおり、やはり、法人である以上、そういう団体がある以上、一番はその目的に沿った事業ができていのかどうか、それを見直すことが大事だと思っております。

農業公社において、御指摘のとおり、「町外で仕事をするのが第一の目的」と言われると、やはり、それは、これから検討をせざるを得ない部分であるかと感じております。独立、あとは今後のやり方に関しましては、現在、検証を含めて検討をしている段階でございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) もうええ、監査委員、もう聞いたち、なげばかりで意味わからん。

○代表監査委員(三角 巖君) やはり、「もう答弁はいい」ということでありますから、いいのでありますけれども、一言申し上げておきますと、そうした負担金という形で町も納めております。町民に迷惑がかかるか、かからないか、それはわかりませんが、非常にヘリコプターというのは700万円から900万円ぐらいの高価なものです。

5年ぐらいで償却するのですけれども、やはり、その間にいかに効率よく稼働させるかといったようなことがあるわけです。

ところが、管内だけの水稻防除になりますと、5月、6月、7月の3カ月しか使っていないと、こういったことを考えますと、あと、管外に出ていくのは8月から10月ぐらいまでの全く管内で仕事のない時間帯ということでもありますので、ヘリコプターの有効な活用といたしますか、そういったことを考えますと、やむを得ないのかなという感じの気持ちで申し上げました。以上です。

○議員(児玉 助壽君) そしたら、ヘリを購入すつとも、他のもの町の補助が出るとももうオペレーターを独立させたほうがいいですよ。したら事業が何ぼでも展開でくつとやかに、管外で。制約に縛られんでええわけですから。次の質問に行かれんわよごんな答弁するもんじゃから。

養護老人ホームの改修工事についてですが、おら何も不正があったということは言うたらんとやが、適正じゃの何じゃの、わけのわからんこつ言よるけど、要は不正があるないわけですよ。

この厳しい財政状況の中ですよ、去年は口蹄疫にも見舞われ、平成21年10月に発注されたまごころ住宅が建設されて以降、ここ2年、約2年、公共事業による建設事業の発注もなく、町内建設業者は、今、冬の時代に入っておるわけですが。

そんで、今回、9月28日、民間の発注の事業といえ、町単補助で1,480万円出して事業をしとつとやが、これをした時でも、これ1,480万円予算化したときですよ、町長。当然町内業者が受注するじゃろうちゅう目算があったはずじゃが、いいですか。それに何も手だてもとらんで、トンビかい油揚げをさらわれるようなことをしとつてよ。どんげして自主財源を確保すつとですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御質問ですが、思いは我々も同じでありまして、やはり、町内業者に育っていただきたい、そういうために、町内でそういう仕事を回していただきたいという思いはございます。今回に関しましては、町内業者が4社でありましたので、5社以上はという担当に指導をしてきたところでございます。

そこで、残念な結果であります、高鍋町から入った業者が落札したと、私が先ほど「適正であった」と言うのは、入札自体が成立しておりますので、我々としても町内が落として

くれるものだと、それを望んでおったわけですが、結果として、高鍋の方を認めざるを得ないということを先ほど申したつもりでございます。

今後において、やはり町内業者をともに育成していくといいますか、町内の業者とともに我々が存在するわけですから、その観点だけは十分に考慮をして考えたいと考えております。以上です。

○議員(児玉 助壽君) あそこは無償譲渡でやっておるわけじゃ、その上こんげな仕打ちを受けて、これは町民に対する背信行為以外の何もないと思う。この川南町工事等請負契約事務要綱を見ると、3,000万円以上の仕事なら入札者が7人以上になつとちなつとるが、だから、これは法的な制約はないわけですね、この指名に対しては。

○議長(山下 壽君) 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

入札等につきましては、入札手続等改善検討委員会のほうで決定させていただいて、指名業者とか、そういうことのランクづけとかを行って、一応入札の執行をしているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) この6名の指名業者の選定に当たってはどこがしたとですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

業者の選定に当たりましては、県の土木事務所のランクのAクラスのところを、設計業者等が御紹介していただきまして、長平会におきまして、理事会の中で、自治会7名おりますけども、その中で合議をして、町内業者4社、町外業者2社という形で決定をさせていただきまして、当日の評議委員会で御承認を得たというふうに聞いております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) この町の今言うた請負契約事務要綱じゃったら、入札指名基準で3,000万円以上は7人以上じゃあるが、これは法に縛られたものじゃねえと思うが、この要綱は。そしたら、町内の4人の業者でこれは入札はできたはずじゃが。

その町長やら担当課長が言うごつ、これは平時の時代じゃったら、そういうこつも町外の業者を入れていいですわ、今は口蹄疫で町内が疲弊しとるよ、経済状況じゃったら、有事のとき、今、有事のときじゃったら、これは要綱を改正して町内業者ばかり参入するようなことはできるわけですか、そういう手だてをせんかったら、町内の業者はつぶれてしまいます。

つぶれたら、これ何で、災害があった時、去年、口蹄疫の時じゃったですが、だれが穴掘

って埋めましたか、一番先。町内の業者でしょうが。そんな人を確保すつとも町の役目じゃあるですわ。町の責務を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 児玉議員の御指摘も十分理解できるところではございますが、今回におきましては、これが一番適正であるという、担当課長のほうに5社以上という指示を出したのは事実でございます。今後におきまして、やはり、そういう事態を想定できるのであれば、幾らかの検討する余地はあるかと思っておりますが、今回においてはそういう指示をしました。

○議員(児玉 助壽君) 町長初め、執行部の責務をおれは聞きたかったちゃんけど、答えは簡単なんです。町民の福祉向上を図って、町民の生活を豊かにするのが、これは町の責務であります。町外の住民の生活を豊かにし、当該町の税収益に供用するものが町の責務ではありませんよ。

これは設計額が4,620万4,718円になっておりますが、補助の1,480万円、その算出根拠というのは、これは設計額なのですか、入札予定額になるわけですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

この問題につきましては、平成21年度当初より、要望としては1億円以上の要望がございまして、その中で、再度照査していただきまして、3,750万円程度、公費で改修をしたいという要望が再度昨年度ございました。

その中で、町の建設課と協議いたしまして、緊急性のある町が補助に値する額といたしまして、倍額であります先ほど言いました2,960万円の補助対象額として認定をいたしております。その額の半分であります1,480万円を補助額として算定をしております。

今回の設計につきましては、その対象額を超えた工事も中に入っておりますので、その分は省かせていただきまして、今回の工事の設計、また、入札による案分をした結果、対象額といたしましては、設計額は4,620万円幾らの中で、契約金額が2,927万円というふうになると思います。その分で案分した結果、3,350万円程度が補助対象に値する額の契約金額というふうに解釈しております。

その半分でありますと、1,677万円程度になりますけども、1,480万円と補助額を切っておりますので、その額を一応補助としてみなしております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 補助金1,480万円そのまま交付するということというわけですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの児玉議員の御質問でございます。

現在のところ、今言いましたように、オーバーする金額を工事をするということで、今のところ1,480万円て予定しておりますけど、ただいま工事中でございまして、工事の中で大幅な減額等がございましたら、その分は引かれるというふうに思いますし、増額があったとしても、限度が1,400万円ということで、この額を予定しております。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) あんたら計算の仕方がおかしいわね。大体この4,600万円の設計額で補助申請しとるわけですね。だったら、これは予定額ですと21%違うちゃう。そしたら、この1,480万円も21%引くとがこれは筋じゃち思うっちゃうが、そうすると、約300万円ぐらい減額して、これは1,170万円ぐらい補助すればええことになるはずじゃけど、これは設計額に対しての補助算出しとっちゃけど、そしたら、入札ばかりそれが下がったら、補助金も下げるとが筋じゃないとですか。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) 設計額の中で、それを対象としているわけで、4,620万円幾らの設計額を補助対象としているわけでございませんで、先ほど言いましたように、その中で補助に値する額に対する設計と契約の金額との案文した額を補助対象額としておりまして、その分が当初申請のあった額よりもかなりオーバーしております。

それで、そこを差し引いても1,480万円をゆうにオーバーしておりますので、限度額を一応予定しているところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 頭が悪いね、入札予定額が、そしたら、本当の値段ね、設計額がたけちゅうたら、入札予定額が本当だったら、この15%を引いた補助金を交付すつとが筋じゃと思うが、この1,480万円の倍の額、これも設計の中に入っとるわけだが、そっで、設計、その額に対して補助しとったかい、15%落ちれば15%削減すつとが筋じゃろうがね。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどから申し上げていますが、当初設計額が4,620万円幾らでございまして、その中で補助に値する額というふうに私たちが認識しておりますのが、3,940万円幾らでございまして。それを、契約額が3,920万円でございますので、その分の補助対象額として案分して計算した額が3,355万円ということで、その額の2分の1ということで1,677万円というふうに計算しております。

その額は、1,480万円よりもオーバーしておりますので、本来であれば2分の1ということで1,677万円なんですけども、限度額が1,480万円というふうに定めておりますので、その額を考えておるところでございます。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) 今、へ理屈ばかり言いよったが、補助金を下げるとが筋じゃろうがね、入札予定額が下がったちゃから、15%、15%削るとが筋じゃが。どう理由があっても。そんげな知恵があつたら、町内業者の仕事受注させるような知恵を使え。

町長就任して7カ月経過し、町長の財政運営について、私なりに検証したところ、この政策の柱の一つ予算ゼロ事業とは、これは場当たりの計画で、財源を食いつぶしよる。

年度末を待たずして財布が空になる、予算の組めないゼロ予算と思うとつとやが、そのいい例が、今回実施しようとするこの実施計画書にない、優先順位を無視した1億円の補助金をもらうために、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業、これがいい例じゃ、1億円の補助金をもらうとんよ、自己資金5,000万円を拠出して、財源が枯渇して、財政調整基金、復興対

策基金を、その場でしのいどるが、それで、こんげなのをなんちゅうか知つとるな。どんぶり勘定型財政運営と言うっちゃがよ、これは口蹄疫の影響で来年、再来年、財政状況が一段と厳しくなるとは目に見えてわかっておるわけですが、どうやって乗り切る考えですか。その妙案を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 妙案という御指摘ですが、ただいまありました復興基金につきましては、口蹄疫復興のための基金でありまして、未来永劫に使うというのではなくて、それはタイミングよくここ何年かのうちに使うという考えが主であると考えております。

ファンド事業につきましても、やはり、今のタイミングでの事業であります。ですから、どんぶりで全てに手を出しているわけでもなく、これは口蹄疫復興を長期的に見据えた中での計画であります。

財政運営に関してでございますが、確かに厳しい状況を迎えるのは事実であります。その中で、収入の見込み、それから、これから起こるであろう支払いの見込みを検討しながら、両方の物差しを見ながら今後とも進めていく覚悟です。以上です。

○議員(児玉 助壽君) 1億円の補助金をもらうために5,000万円抛出すつとを町民は望んどらんとよ、高い保険税を、この5,000万円で減額しちゃったほうが何ぼか町民は喜びます。以上で、質問を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時21分休憩

.....

午前11時31分再開